

山梨県公報

第千三百四十三号

平成十四年

十二月十二日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	六四九
土地収用事業の認定	六四九
道路の区域変更(二件)	六五〇
道路の供用開始(三件)	六五〇
換地計画の適当決定	六五一
公 告	
平成十四年度山梨県准看護師試験の実施	六五一
大規模小売店舗の新設に関する届出	六五二
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	六五二
建設業法に基づく監督処分(三件)	六五四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)	六五五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六五六
監査委員	
監査の結果に基づく措置状況	六五六
公安委員会	
遊技機の型式の検定	六五七

告 示

山梨県告示第四百九十八号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
	山梨県知事 天 野 建

つじくりニック	山梨市下石森千三百三十八番地二十五
都留市薬剤師会会営都留調剤薬局	都留市つる五丁目三番五号
秋山薬局	大月市富浜町鳥沢千九百五十五番地

山梨県告示第四百九十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 起業者の名称
大泉村
- 二 事業の種類
いずみふれあい広場整備事業
- 三 起業地
収用の部分 北巨摩郡大泉村谷戸字城上地内
使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号要件
いずみふれあい広場整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。
 - 2 法第二十条第二号要件
起業者は、一般会計により既に財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第一号に該当する。
 - 3 法第二十条第三号要件
 - (一) 本事業は、芝生広場や親水広場を備えた公園を整備する事業であり、住民の憩いの場として、また交流やふれあいの場としての利用が見込まれることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。
 - (二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。
 - (三) 起業地は、住民の利便性、経済性、他の公共施設との関連性等の要件を考慮し

選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものと決定されたものであること。

(四) 本事業計画は、近隣住民等の予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地としていると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、大泉村長期総合計画に位置付けられた事業である。また、村内各地区で開催された住民との懇談会においても公園設置の要望が出されており、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

大泉村役場教育委員会

山梨県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二八五番の 一地从先から 大月市七保町大字瀬戸二〇五林班先まで	新	旧	九・二丁 一〇四・〇	二八五七・五
	九・二丁			二八五七・五

大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二八五番の
一地从先から
大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二〇五番の
二二二まで

大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二九一番の
六地从先から
大月市七保町大字瀬戸一九四林班先まで

大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二〇五番の
八地从先から
大月市七保町大字瀬戸字竹平二二〇七番の
九地从先まで

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
新	旧	八・八丁 五八・三	一四九四・五
新	旧	八・八丁 五八・三	一四九四・五
新	旧	三・六丁 二二二・五	二六九〇・〇
新	旧	三・六丁 二二二・五	二六九〇・〇
新	旧	五・二丁 四四・〇	八三八・〇
新	旧	五・二丁 四四・〇	八三八・〇

山梨県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局右和建設部において、この告示の日から平成十五年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 藤笠石和線
- 三 道路の区域

区 間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東八代郡境川村大字石橋字五反田五三八番 の一地从先から 東八代郡境川村大字石橋字七反田八二二番 の一地从先まで	新	旧	九・〇丁 一一・〇	二二二〇・〇
	新	旧	一三・〇丁 六〇・〇	二二二〇・〇

山梨県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地

域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	大月市七保町大字瀬戸字唐沢二 三〇五番の八地先から 大月市七保町大字瀬戸二〇五林 班先まで	一四六四・〇	平成十四年 十二月十九 日

山梨県告示第五百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建设部において、この告示の日から平成十五年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	藤袋石和線	東八代郡境川村大字石橋字五反 田五三八番の一地先から 東八代郡境川村大字石橋字七反 田八一二番の一地先まで	二三〇・〇	平成十四年 十二月二十 五日

山梨県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建设部において、この告示の日から平成十五年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	中道塩山線	東八代郡境川村大字大坪字荒井	一三〇〇・〇	平成十四年

一一九九番の七地先から
東八代郡境川村大字石橋字七
一一番の一地先まで
十二月二十
五日

山梨県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、勝沼町長から認可申請のあった田草川地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十四年十二月十二日
山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年十二月十三日から平成十五年一月二十日まで
- 三 縦覧場所
勝沼町役場
- 四 異議申出期間
平成十五年一月二十一日から平成十五年二月四日まで

公 告

平成十四年度山梨県准看護師試験の実施
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三三号）第十八条の規定により、平成十四年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十四年十二月十二日
山梨県知事 天野 建

- 一 試験日時
平成十五年二月二十二日（土）午前十時から午後零時まで
- 二 試験場所
甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立看護大学
- 三 試験方法
筆記試験
- 四 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目

- 五 受験資格
保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者
- 六 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 受験資格を有することを証明する書類
 - 4 写真（出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
 - 七 受験手数料
六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。）
 - 八 受験願書の受付期間
平成十五年一月十七日（金）から同月二十四日（金）まで。ただし、郵送による場合は、平成十五年一月二十四日までの消印のあるものは有効とする。
 - 九 受験願書の提出先
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当
 - 十 その他
詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五 二二三 一四八三）に問い合わせること。

大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年四月十二日まで縦覧に供する。
平成十四年十二月十二日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
山梨県知事 天 野 建
- 1 氏名又は名称 株式会社ケーヨー 代表取締役社長 林武夫
- 2 住所 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号
- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 ケーヨーデイツー甲府国母店
- (二) 所在地 甲府市国母八丁目百五番一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	株式会社ケーヨー 代表取締役社長 林武夫	住所	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号
--------	----------------------	----	------------------------

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年七月三十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千二百九十平方メートル
- 三 届出年月日
平成十四年十一月二十九日

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年四月十二日まで縦覧に供する。
平成十四年十二月十二日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
山梨県知事 天 野 建
- 1 氏名又は名称 株式会社八ヶ岳モールマネージメント 代表取締役 藤井弘毅
- 2 住所 東京都豊島区高田二丁目十七番二十二号
- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 八ヶ岳小淵沢リゾートアウトレットモール
(二) 所在地 北巨摩郡小淵沢町大字小淵沢字出口四千番
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う	有限会社アウトレットサービ	香川県高松市番町二丁目六番一十六号
代表取締役	石井浩一	

う者の氏名又は名
称及び住所

株式会社アキオ東京 代表取締役 細貝昭夫	東京都渋谷区恵比寿西二丁目三 十四番二十八号
イー・ジーニング株式会社 代表取締役 常見修二	東京都台東区池之端二丁目一 四十五号
栄光商事株式会社 代表取締 役 高橋重敏 代表取締役 高橋哲	東京都新宿区荒木町十五番地
株式会社エービーシー・マー ト 代表取締役 三木正浩	東京都渋谷区神南一丁目十一 五号
有限会社奥平商会 代表取締 役 奥平哲夫	東京都渋谷区代々木四丁目三十 五番十号
オザワインターナショナル株 式会社 代表取締役 小沢幸 行	東京都台東区上野五丁目六番十 号
小杉産業株式会社 代表取締 役 小杉和夫 代表取締役 深澤恒夫	東京都中央区日本橋堀留町二丁 目八番五号
株式会社ジオン商事 代表取 締役 川端康弘	大阪府大阪市西区西本町一丁目 二番八号
株式会社シヨップエンドシヨ ップス 代表取締役 加藤哲 十	東京都港区海岸三丁目二十番二 十号
株式会社鈴屋 代表取締役 鈴木義雄 代表取締役 鈴木 定芳	東京都文京区湯島二丁目二十四 番一号
株式会社ツイズインコーポ レイテッド 代表取締役 加 藤修二	東京都渋谷区神宮前四丁目二十 八番六号
トリンプ・インターナシヨナ ル・ジャパン株式会社 代表 取締役 吉越浩一郎 代表取	東京都大田区平和島六丁目一番 一号

締役 ギュンター・シュビー
スホーファー

株式会社ネットワーク 代表 取締役 山田孝夫	東京都台東区元浅草三丁目十六 番十号
株式会社ビームス 代表取締 役 設楽悦三 代表取締役 設楽洋	東京都新宿区北新宿四丁目十六 番十二号
日登美株式会社 代表取締役 図師雅文	大阪府大阪市天王寺区上汐六丁 目三番二十三号
株式会社ファニー 代表取締 役 北浦善隆	大阪府東大阪市新家中町五十八 番地
株式会社フェニックス 代表 取締役 田島和彦	東京都中央区日本橋室町四丁目 三番十五号
株式会社ポブソン 代表取締 役 尾崎将 代表取締役 尾 崎和夫	岡山県岡山市平野七百八十八番 地
株式会社斑尾高原農場 代表 取締役 久世良三	長野県上水内郡三水村大字芋川 千二百六十番地
株式会社もくもく 代表取締 役 武甕芳次 代表取締役 武甕輝子	京都府京都市中京区六角通高倉 東入ル堀之上町百二十七番地
株式会社三峰 代表取締役 川村重仁	東京都新宿区新宿三丁目二十二 番七号
ヤマトインターナショナル株 式会社 代表取締役 盤若富 美子 代表取締役 坂井隆	大阪府大阪市中央区博労町二丁 目三番九号
山喜株式会社 代表取締役 宮本恵史 代表取締役 宮本 武雄	大阪府大阪市中央区上町一丁目 三番一号
株式会社リゾートハウス 代 表取締役	神奈川県厚木市中町一丁目五番

表取締役 田中孝人 代表取締役 田中陽子	株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵	株式会社シーズプランニング 代表取締役 関好邦	有限会社ピースタイル 代表取締役 長村正七	ティンバーランドジャパン株式会社 代表取締役 砂田浩孝	株式会社ポイント 代表取締役 福田三千男	有限会社ミントコンディション 代表取締役 坂爪昭彦	株式会社上野商会 代表取締役 久保雅裕	イトキン株式会社 代表取締役 辻村章夫	株式会社タカラトレイディング 代表取締役 怡土公一	株式会社トークツ 代表取締役 江口康司	有限会社エイチアンドエイ 代表取締役 守屋英俊	株式会社エスシステム 代表取締役 宮本健吉	株式会社グローバルインク 代表取締役 守屋博司
十号	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一号	東京都練馬区春日町六丁目十九番八号	愛媛県松山市南江戸四丁目二番八号	東京都千代田区紀尾井町六番十号	茨城県水戸市泉町三丁目一番一十七号	東京都渋谷区神宮前二丁目三十五番十三号	東京都台東区上野六丁目一番十号	大阪府大阪市西区南堀江一丁目四番十九号	東京都八王子市別所一丁目二十三番九号	東京都台東区浅草二丁目三十四番十号	東京都墨田区菊川二丁目三番一號	徳島県徳島市弓町二丁目一番一號	東京都江戸川区西小岩二丁目一十番十六号

八木通商株式会社 代表取締役 八木雄三	有限会社モリス 代表取締役 森川文男	武部和佳子	有限会社ウィータジャパン 代表取締役 富田健	三喜商事株式会社 代表取締役 堀田康彦	浅井秋江	株式会社ウエザーステーション 代表取締役 西田明男
大阪府大阪市中央区今橋三丁目二番一号	北巨摩郡大泉村西井出七千二百三十番地一	北巨摩郡高根町清里三千五百四十五番地二千五百五十	東京都港区六本木七丁目十七番十二号	東京都千代田区三番町六番五号	埼玉県さいたま市別所六丁目五番一号	東京都渋谷区松濤二丁目二十番六号

3 変更の年月日

平成十四年八月一日

三 届出年月日

平成十四年十一月二十五日

建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 日本土木株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下飯田三丁目六番一號
 - 3 代表者の氏名 清水道子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一一）第一五〇四号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

- 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- 2 期間 平成十四年十二月十三日から平成十五年四月十二日までの四週間
- 五 処分の原因となった事実 二に掲げる建設業者の元代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条の規定に違反したため、甲府地方裁判所から懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年十二月十二日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山本建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡白根町有野二六四七番地
 - 3 代表者の氏名 山本明
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一三）第二九五六号
 - 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - 2 期間 平成十四年十二月十三日から平成十五年四月十二日までの四週間
 - 五 処分の原因となった事実 二に掲げる建設業者の元代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十条及び第九十六条の三第一項並びに第九十八条の規定に違反したため、甲府地方裁判所から懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年十二月十二日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社清水工設

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡芦安村安通五四七番地二

- 3 代表者の氏名 清水准一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第四九三八号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - 2 期間 平成十四年十二月十三日から平成十五年三月十二日までの三週間
 - 五 処分の原因となった事実 二に掲げる建設業者の元取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十条及び第九十六条の三第一項並びに第九十八条の規定に違反したため、甲府地方裁判所から懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十四年十二月十二日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年十一月二十五日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 塩野工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡一宮町南野呂四百二十六番地
 - 3 代表者の氏名 塩野英男
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二八三四号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十四年十月二十九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十四年十二月十二日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月二日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ニッケン工業株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 東八代郡石和町井戸字豊岡二百八十一番地二
- 3 代表者の氏名 高井 直
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一ニ)第五〇四〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十一月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社今福建設
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡三珠町上野二千九百十五番地一
 - 3 代表者の氏名 今福光男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一ニ)第六三三五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十一月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十一月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 株式会社ケンテック
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市丸の内一丁目十四番三号
 - 3 代表者の氏名 天野たけ子

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一ニ)第八〇一九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十一月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年十二月十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 - 中巨摩郡竜王町富竹新田字十二名七七六の三、七七六の四、七七九の二、七七九の三、七七九の四、七七九の五、七七九の六、七七九の七、七七九の八、七七九の九、七七九の一〇、七七九の一、七七九の二、七七九の三、七七九の一五、七七九の一六、七七九の一七、七七九の一八、七七九の一九の一部、七八一の二、七八一の七の一部、七八一の九、七八一の一〇、七八一の二、七八一の二、七八一の二、七八一の二、七八一の一四、七八一の一五、七八一の一六、七八一の一七、七八一の一七、八三八の六、八三八の七、八三八の一〇及び八三八の一
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 道路 公園 ごみ置場	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市徳行四丁目四番二十五号 岩間いつ恵

監査委員

山梨県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十四年十二月十二日

山梨県監査委員	丸	山	義	朗
同	早	川	正	秋
同	前	島	茂	松
同	宮	原	育	稔

峡中地域振興局健康福祉部

- 1 監査執行年月日 平成14年7月12日
- 2 監査対象期間 平成13年度
- 3 指摘事項 補助金交付に関する事務や、福祉資金の貸付事務等、財務に関する事務について、いくつか不適切な事務処理があった。
- 4 講じた措置 現在は、不適切な事務処理がないよう注意するとともに、山梨県財務規則、山梨県補助金等交付規則地方自治法、関係要綱等を遵守し、適正に執行している。
また、今後こうした事態が発生しないよう、再発防止策を講じ徹底していく。

峡中地域振興局農務部

- 1 監査執行年月日 平成14年7月12日
- 2 監査対象期間 平成13年度
- 3 指摘事項 補助金交付に関する事務や、物品購入契約等の契約手続等、財務に関する事務について、いくつか不適切な事務処理があった。
- 4 講じた措置 改善すべき具体的事項については、早急に改善するとともに、財務に関する事務のチェックの強化を図り適正な事務執行に努める。

富士北麓・東部地域振興局大月建設部

- 1 監査執行年月日 平成14年7月19日
- 2 監査対象期間 平成13年度
- 3 指摘事項 使用料の調定事務や、委託契約等の契約手続等、財務に関する事務について、いくつか不適切な事務処理があった。
- 4 講じた措置 指摘された具体的事項については、早急に改善するとともに、

今後は、財務に関する事務のチェック強化を図り、適正な事務執行に努める。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により公表する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年十二月十一日までとする。

平成十四年十二月十二日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

申請者氏名又は名称及び住所	型 式 の 概 要			検 定 番 号
	遊技機の種類及び区分	型 式 名	製 造 者 又 は 輸 入 者 名	
株式会社タイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目一九番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第五号（別表第五）	メガファイバー	株式会社 タイドー	一四〇七〇七
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一種特別電動役物）	Eアドベンチャー Gアポリアス	マルホン工業株式会社	一〇〇七一七
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一種特別電動役物）	CR E アドベンチャー Fアポリアス	マルホン工業株式会社	一〇〇七六三

